

平家物語 巻第十一

何れを中々さす。あまの復人えさの道ありとせむと  
 のりせ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 か。おのつかぬをせとせ。八宿の事。みなせむとせ  
 ゆびせむ。むらせ。おきまをむらとせむ。判ねた  
 事をむら。あまの復人えさの道ありとせむ。判ね  
 とらひて。おきまをむら。あまの復人えさの道あり  
 ま。むら。むらとせむ。あまの復人えさの道ありと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと

判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと

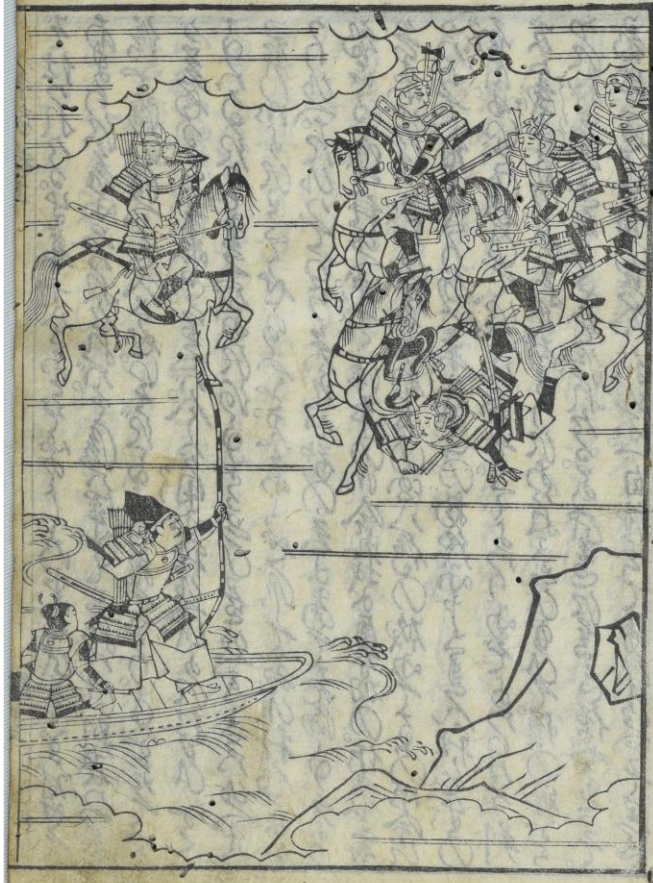
(二) 大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと  
 せむ。判ねた大御所をむらりおきま。そのわきと











面おもひつてお軍のききめをせよとてなりなれども後と  
 力及びけり人のせあるこのいひなきの雑念をさすうち  
 さやくはのほりおのふれむむむ十三年のあさる仲はし  
 足元をんる。奥列のゆき三舟を乗次法かういひのいふ  
 めそのはたつといぬれんちうりてあつびさるのりさる  
 さんどののりせぬのりさるあま丸と云き力のたけは  
 ついさうり後きん三年の甲戌とあめ打りのさき  
 けりておぼろがくひさるんさるんてかろと忠信をたぬり  
 なるがたなびとやあめさるんてさういひさるんてさる  
 あまりののりさるあめさるんてさるんてさるんてさる  
 たぬれぬとせあひてたのりさるあめさるんてさるん  
 事さるんてさるんてさるんてさるんてさるんてさる  
 もさるんてさるんてさるんてさるんてさるんてさる  
 三位たぬのりさるんてさるんてさるんてさるんてさる

平家物語  
 卷第七  
 九



【解説】

平家物語は全十二巻。作者未詳。十三世紀前半に成立したとされている戦記文学である。治承四年（1180年）から文治元年（1185年）にかけて展開された源平合戦を中心に、平家一門の栄枯盛衰を記している。

「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響き在り……」といった冒頭の一説を、誰でも一度は学校で暗記したことと思う。琵琶法師がこれに節をつけて語った平曲は、中世における代表的文芸となり、現在に至るまで連綿と伝え継がれている。特に今年、大河ドラマで大きく扱われ、またアニメ化もされた。

香川県民にとっては、源平合戦のひとつ「屋島の戦い」に際親しみを感じる方も多いのではないだろうか。今回は讃岐が舞台となった場面の前半部分——源氏勢が讃岐に来てから佐藤嗣信が討死するところまでの部分をご紹介します。

読点に「。」を使用しているが原文ママである。ひらがなが多く区切りが分かりづらい傾向はあるが、読むのは易いので、くずし字読解に興味のある方はぜひ挑戦していただきたい。

【翻刻】

〈1―左〉

二 大さかごえの事

判官また坂西はさいの近藤六。ちか家を召て。八嶋にハ。平家の勢。いかけ程有ぞと問給へハ。千ぎにハよも過候ハじと申す。判官などすくないぞ。かやうに四国の浦々嶋々に。五十き百きづゝさしをかれて候。其上あハの民部重能しげとねがちやくし。田内でんない左衛門のり能ハ。いよの国河のゝ四郎が。めせ共参らぬをせめんとて。三千よきでいよへこへて候と申す。判官さてハよきひすごさんなれ。是より八嶋へハ。いか程有

〈2―右〉

ぞと宣へバ。二日路ふたひちみちで候と申す。いざゝらバかたきのきかぬ先に。よせんとて。はせつ控ひかへつかけつあゆみつ。あハときぬきのさかひなる。大坂おほさかごへといふ山を。よもすがら社こされけれ。其夜のやハん斗に。たてぶみ持たる。男一人。判官に行つれたり。よるの事でハ有。かたきとハ夢にもしらず。ミかたの兵共の。八嶋へ参るとや思ひけん。打とけて物語ものがたりをぞしける。判官われも八嶋へ参るがあん内をしらぬぞ。しんしよせよと宣へハ。此男ハたびゝ参りて案内よく存て候と申す。判官扱其文ハ。いづくより。いづかたへ参らせらるゝぞと宣へバ。是ハ京より女房の。八嶋の大臣殿へ。参らせられ候。扱何事にやととい給へバ。別の子細でハよも候ハじ。源氏すでに淀。川しりに出うかふで候へバさだめて。それをこそ。つげ申され候らめと申けれバ。判官げにさ。ぞ有ん。其文ばへとて持たる文をうバひとらせ。しやつからめよ。つみつくりにくびなきつそとて。山中の木にしバリ付させて社とをられけれ判官さてかの文を。あけて見給へバ。誠に

〈2―左〉

女房の文と覺しくて。九郎ハすゝどき男なれば。いかなる大風大



波をもきらひ侍へてよせ侍らんと覺へ侍ふ。相かまへて御勢共  
ちらさせ給へ。能々用心せさせ給へとぞかゝれたる。判官はは  
義経に。天のあたへ給ふ文也。かまくら殿に見せ申さんとて。ふかう  
おさめてぞをかれける。明十八日のとらのこくに。さぬきの国引田  
と云所に落付て。人馬のいきをぞやすめける。それよりしるとり  
にうのや。打過く八嶋の城へぞよせ給ふ。判官又ちかいゑを召  
て。是より八嶋のたちハ。いかやうなるぞと問給へバ。しろし召れねバ  
こそ。無下にあさまに候。しほのひて候時ハ。くがと嶋との間ハ。馬の  
太腹も漬候はずと申す。かたきの聞ぬさきに。さらばとうよせよや  
とて。高松の在家に火をかけて。八嶋の城へぞよせられける。去程  
に八嶋にハ。あハの民部重能が嫡子。田内左衛門のりよしハ。いよの  
河の、四郎がめせ共参らぬをせめんとて。三千よきでいよへこへたり  
しが。河野をバ討もらしね。家の子郎等百五十人が首きりて。八嶋の

〈3―右〉

内裏へ参らせたるを。だいにてぞくしゆのじつけんしかるべから  
ずとて大臣殿の御宿所にて。くび共のじつけんしてをハしける処  
に。者共高松のさいけより。火出来りとて。ひしめきけり。ひるで候  
へバ手あやまちにてハよも候ハじ。いかさまにもかたきのよせて。火を  
かけたると覚候。定て大勢でぞ候らん取こめられてハ叶候まじ。  
とうく舟に召るべく候とて。惣門の前の汀にいくらも付ならべたる  
舟共に。我もくとあへてのり給ふ。御所の御舟にハ。女院北の政  
所。二位殿いげの女房達召れけり。大臣殿ふしハ。一つ舟にぞのり  
給ふ。其外の人々ハ。思ひくりに取乗て。或ハ一町斗。或ハ七八たん。  
五六たんなどこぎ出したる所に。源氏の兵共。ひた甲。七八十騎。  
惣門の前の渚につつとぞ打出たる。しほひかたの打ふし。塩干たる  
さかりなりけれバ。馬のからす頭むながひづくし。ふとばらにたつ所  
も有。それよりあさき所も有。けあぐる塩のかすみ共にしぐろうたる  
中より。白はたさつとさしあげたれバ。平家ハウんつきて。大勢と

〈3―左〉

こそ見てけれ。判官かたきに小勢と見えじとて五六き七八き  
十き斗打むれく出来たり。判官其日の装束にハ。赤地の  
錦のひたれに。むらさきすこの鎧きて。くハがた打たる甲の  
を、しめ。金づくりの太刀をはき。廿四さいたるきりふの矢をひ。  
重藤の弓の真中とり。をきの方をにらまへ。大音声をあげて。  
一院の御使。けんひみし五位のぜう。源の義経となのる。次になのる  
はいづの国の住人。田代の冠者のぶつな。つゝいてなのるハ。むさしの  
国の住人。金子の十郎家忠。同じき与市ちかのり。いせの三郎  
義盛とぞ名乗たる。つゝいて名乗ハ。後藤兵衛さねもと。子息  
新兵衛のぜうもと清。奥州の佐藤三郎兵衛次信。同じ四郎兵衛  
忠信。えだの源三。くま井太郎。むさし坊弁慶など云。一人当千の

兵共。こゑどくになのりて馳来る平家の方にハ。これを見て。あれいとれやいとれとて。あるひハとを矢に在る舟もあり或ハさし矢に在る舟も有源氏の方の兵共。これを事共せず。弓

〈4―左〉

手になしてハいて通り。めてになしてはいて通る。あげ置たる船共のかけを。馬休め所として。をめきさけんでせめたゝかふ

三 つぎのぶさいこの事

中にも後藤兵衛さねもとは。ふる兵にて有けれバ。いその軍をバせず。先内裏へ乱入。手々に火をはなつて。へんしのけふりとやきはらふ。大臣殿侍共に。源氏が勢ハいかほど有ぞと問給へハ。七八十きにハよも過候ハじ。あな心うや。かミのはじを一筋づゝ分て取共。此勢にハたるまじかりつる物を中にも取こめて討ずして。あハてゝ舟にのりて。内裏をやかせぬる事こそ口惜けれ。のと殿はをハせぬか。くがにあがつて一軍し給へかしと宣へバ。承り候とて。越中の次郎兵衛もり次を先として。都合五百よ人。小船に乗。やきはらひたる。惣門の前の汀に押よせて。陣を取。判官も。

八十よき。矢ごろによせて控たり。平家の方より。越中の次郎兵衛。舟のやかたにすゝミ出。大音声をあげて抑い前。名乗

〈4―右〉

給ひつるとハ聞。つれ共。海上はるかにへだゝつて。其けミやう実名分明ならず。けふの源氏の大將軍ハ。誰人にてましますぞ名乗給へといひければ。いせの三郎すゝみ出。あな事もをろかや。清和天皇十代の後みん。鎌倉殿の御弟。大夫の判官殿ぞかし。盛次聞てさる事有。去ぬる平治の合戦に。父討れて。

みなし子にて有しが。くらまのちごして。後にハ金商人の所従となり。らうれうせ負て。をくの方へをち下りし。其小冠者めが事かとぞいひける。義盛あゆませよつて。したのやハらか成まゝに。君の御事な申そ。さいふわ人共社。北国となミ山の軍に打まけ。からき命いきつゝ。北ろく道にさまよひ。こつじきして上つたりし。其人かとぞ云ける。盛次重て。君の御恩にあき満て。何の不足有てか。こつじきをバすべき。左云わ人共社いせの国。すゝか山にて。山だちし。妻子をもはぐゝミ。我身も取従も過けるとハ聞しかと云けれバ。金子の十郎すゝミ出。詮ない殿ばらの

〈4―左〉

雑言かな我も人もそら言いひつけ雑言せんに。たれかハをとるべき。去年の春櫻津国。一の谷にて。武蔵相模の若殿原の。手なミの程をバ。見せん物をと云処に。弟の与市そバに有けるが。いわせもはてず。十二そく三ぶせ取てつがひ。能引て兵どはなつ。次郎兵衛が鎧のむな板に。うらかく程にぞ立たりける。扱こそたがひの

言たゝかひハやミにけれ。のと殿。舟軍ハやう有物ぞとて。鎧ひたゝれをバき給はず。から巻染まきぞめの小袖に。からあやをどしの鎧よろいき。いか物づくりのたちをはき。二十四さいたるたかうすべうの矢をひ。しげどうの弓を持給へり。王城一いちのつよ弓せい兵なりければ。のと殿の矢さきにまはる者。一人もゐをとされずと云事なし。中にも源氏の大將軍。九郎義経を。只一矢にいをとさんとねらハられ共。源氏の方にも心えて。いせの三郎義盛よしもり。奥州の。さとう三郎兵衛次信。同じく四郎兵衛忠信たけのぶ。えだの源藏。くまい太郎。むさし坊弁慶など云。一人当千の兵共。馬の頭を一

〈5―右〉

面に立ならべて。大將軍の。矢表にはせふさがりければ。のと殿も力及び給はず。のと殿そのき候へ矢表の雑人原とて。さしつめさんぐゝにい給へバ。やにハに鎧むしや。十き斗い落たる。中にも真先にすゝんだる。奥州の佐藤三郎兵衛次信ハ。弓手のかたより。めてのわきへつといぬかれて。しバしもたまらず。馬よりさかさまにどうどをつ。のと殿のわらハに。菊丸と云。大力のかうの者。もへぎをどしの腹巻に。三まい甲のをゝしめ。打ものゝさやをはつして。次信がくびをとらんと。とんでかゝるを。忠信そバにありけるが。兄がくびをとらせじと。よつ引て兵どはなつ。きく王丸が。草ずりのはづれを。あなたへつといぬかれて。いぬるにたをれぬ。のと殿是を見給ひて。左の手にハ弓を持たながら。右の手にて。菊丸をつかんで。舟へからりとなげ入給ふ。かたきに首ハとられね共。いた手なれば死にけり。このわらハと申ハもとハ越前の三位道盛の郷の童也。然るを三位討れ給ひて後。のと殿に

〈6―右〉

ぞ仕つれける。生年十八さいとぞ聞ゝしのと殿此童を討せて。あまりに哀に思ハれければ。其後ハ軍をもし給はず。判官ハつぎ信を陣の後へかき入させ。いそぎ馬より飛でをり。手を取ていか覚ゆる三郎兵衛と。宣へバ。今ハ角かくに社候へ。此よにおもひをく事ハなきかと宣へバ別に何事をか思ひ置候べき。さハ候へ共君の御よにわたらせ給ふを。見参らせずして死候社。心にかかり候へ。左候ハでハ弓矢取ハ敵の矢に当て死る事。元より。期する処で社候へ。中づなかつく。源平の御合戦に奥州の。佐藤三郎兵衛次信と云けん者。さぬきの国八嶋の磯にて主の御命にかはりて。討れたりなど。末代迄の物語に。申されん社今生このしやうの面目めいぼく。めいどの思ひにて候へとて。たゞよハりにぞよハリける。判官は武たけきものゝふなれ共。あまりにあハれに思ひ給ひて。鎧の袖をかほに押当おしあてて。さめぐゝとぞ泣なみれける。若此辺に尊たかき僧や有とて。尋出させ。手負の只今死候に。一日経書て弔なぐさひ給へとて。黒き

馬のふとくたくましきに。よい鞍置てかの僧にぞ給にける。此馬は。判官五位の尉になされし時。是をも五位になして。大夫黒とよバれし馬也。一の谷の後うしろひよどりごへをも。此馬にて。落されける。弟忠信を始として。是を見る侍共皆涙をながして此君の御為に。命を失ハん事ハ。全く露塵ちり程も。惜からじとぞ申ける